

確認検査業務出張費規程

株式会社J建築検査センター

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める「(株)J建築検査センター確認検査業務手数料規程」(以下「手数料規程」という。)第12条の規定に基づき、(株)J建築検査センター(以下当機関という。)が実施する確認検査業務に係る出張費について、必要な事項を定める。

(出張費の計算方法)

第2条 出張費は、当機関の最寄事務所からの最も経済的な通常の経路及び方法により出張した場合の交通費及び日当等を加味して定める。

- 2 前項にかかわらず、業務上の必要または天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路及び方法によって出張をすることが困難な場合は、第3条に定める出張費に代えて、その現にとる経路及び方法によって計算した交通費を加味して出張費を計算する。
- 3 検査日程を勘案し、宿泊を要することとなる場合は、当該宿泊費実費相当額を加算する。

(出張費)

第3条 出張費は、検査員等職員1名につき別表1に定める。

- 2 申請者の申し出により最寄の事務所以外の事務所を特定して検査を行う事とする場合においては、当該特定された事務所からの距離等に該当する地域区分による出張費とする。
- 3 申請者との協議の上、同一申請者による複数の検査対象物件について、半日を単位として連続して検査を行うことができる場合においては、当該複数の検査対象物件を一の物件として第1項から前項までの規程を適用することができる。この場合地域区分の適用については当該複数の検査対象物件のうち、算定起点より最遠の物件に属する地域によることとする。

(出張費の見直しと改定)

第4条 前条の出張費は、適宜見直しを行い改定することができる。

附則 この規程は、平成18年7月27日より施行する。

制定：平成18年06月20日
改定：平成19年06月04日
改定：平成20年06月20日
改定：平成21年03月16日
改定：平成22年06月28日
改定：平成22年10月13日
改定：平成24年06月01日
改定：平成29年04月10日
改定：平成30年04月01日
改定：令和元年06月01日
改定：令和5年9月1日

別表1 (令和5年9月1日以降に確認申請を事前受付するもの)

(単位：円・税10%込)

〈渋谷支店・八重洲支店〉

地域区分	地 域	出張交通費
地域 : A	東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県のうち概ね50km以内	2,200
地域 : B	東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県のうち概ね50km超	7,700
地域 : C	茨城県、栃木県、群馬県、山梨県	16,500
地域 : D	長野県、静岡県、新潟県、福島県	44,000
地域 : E	宮城県、山形県	55,000
地域 : F	岩手県、秋田県、青森県	66,000
地域 : G	北海道、地域A~F以外の地域	別途お見積り

・建築地が最寄り公共交通施設(駅舎等)から著しく遠い場合は別途割増手数料が追加される場合があります。

・東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県のうち、以下の市区町村の場合は地域：Bの手数料となります。

東京都：奥多摩町、桧原村

神奈川県：秦野市、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、南足柄市、小田原市、箱根町、湯河原町、真鶴町

千葉県：成田市、香取郡、香取市、銚子市、旭市、富里市、匝瑳市、山武郡、山武市、東金市、大網白里市、茂原市、市原市、袖ヶ浦市、木更津市、長生郡、いすみ市、勝浦市、富津市、館山市、南房総市、鴨川市、君津市、安房郡、夷隅郡

埼玉県：飯能市、秩父市、加須市、東村山市、越生町、羽生市、行田市、熊谷市、滑川町、嵐山町、ときがわ町、横瀬町、小鹿野町、皆野町、東秩父村、小川町、寄居町、長瀨町、神川町、美里町、上里町、本庄市、深谷市、

〈大阪支店〉※距離は大阪支店からの直線距離で算定します。※島しょ部は別途お見積りいたします。

地域区分	地 域	出張交通費
地域 : A	大阪府、兵庫県、京都府、奈良県のうち概ね50km以内	0
地域 : B	兵庫県、京都府、奈良県のうち概ね50km超	7,700
地域 : C	滋賀県、和歌山県	16,500
地域 : D	福井県、石川県、富山県、岐阜県、愛知県、三重県、岡山県	33,000
地域 : E	香川県、徳島県、愛媛県、高知県、鳥取県	44,000
地域 : F	-	55,000
地域 : G	-	66,000
地域 : H	沖縄県、地域A～G以外の地域	別途お見積り

・建築地が最寄り公共交通施設（駅舎等）から著しく遠い場合は別途割増手数料が追加される場合があります。

・兵庫県、京都府、奈良県のうち、以下の市区町村の場合は地域：Bの手数料となります。

兵庫県：丹波篠山市、加東市、小野市、明石市、加古郡、加古川市、高砂市、加西市、西脇市、丹波市、多可郡、神崎郡、朝来市、豊岡市、養父市、宍粟市、姫路市、太子町、たつの市、美方郡、相生市、赤穂市、佐用町、上郡町、淡路市、洲本市、南あわじ市

京都府：京都市、南丹市、京丹波町、綾部市、舞鶴市、福知山市、宮津市、与謝野町、伊根町、京丹後市

奈良県：宇陀市、五條市、曾爾村、御杖村、東吉野村、川上村、黒滝村、天川村、上北山村、下北山村、野迫川村、十津川村

〈福岡支店〉※島しょ部は別途お見積りいたします。

地域区分	地 域	出張交通費
地域 : A	福岡県① 佐賀県①	0
地域 : B	福岡県② 佐賀県②	7,700
地域 : C	福岡県③、佐賀県③	16,500
地域 : D	熊本県①、長崎県①、大分県①、山口県①	33,000
地域 : E	熊本県②、長崎県②、大分県②、山口県② 宮崎県①、鹿児島県①、広島県①、島根県①	44,000
地域 : F	宮崎県②、鹿児島県②、広島県②、島根県②	55,000
地域 : G	-	66,000
地域 : H	地域 A~G 以外の地域	別途お見積り

・建築地が最寄り公共交通施設（駅舎等）から著しく遠い場合は別途割増手数料が追加される場合があります。

福岡県①：福岡市、飯塚市、糸島市、大野城市、小郡市、春日市、北九州市、久留米市、古賀市、太宰府市、筑紫野市、那珂川市、中間市、福津市、宗像市、宮若市、直方市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、大刀洗町

福岡県②：朝倉市、うきは市、大川市、大牟田市、嘉麻市、田川市、行橋市、みやま市、八女市、柳川市、糸田町、大木町、荊田町、広川町、川崎町、福智町、香春町、大任町、添田町、東峰村

福岡県③：福岡県①②以外の区域

佐賀県①：鳥栖市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町

佐賀県②：佐賀市、唐津市、多久市、武雄市、小城市、神崎市、玄海市、大町町、江北町、白石町

佐賀県③：佐賀県①②以外の区域

熊本県①：熊本市、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、合志市、玉東町、南関町、長州町、和水町、大津町、菊陽町、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町

熊本県②：熊本県①以外の区域

長崎県①：長崎市、佐世保市、諫早市

長崎県②：長崎県①以外の区域

大分県①：大分市、別府市、中津市、日田市、宇佐市、豊後高田市、杵築市、由布市、日出町、九重町、玖珠町、国東市

大分県②：大分県①以外の区域

宮崎県①：宮崎市、えびの市、小林市、都城市、高原町、三股町

宮崎県②：宮崎県①以外の区域

鹿児島県①：鹿児島市、阿久根市、姶良市、伊佐市、出水市、いちき串木野市、薩摩川内市、日置市、さつま町、湧水町

鹿児島県②：鹿児島県①以外の区域

山口県①：山口市、下関市、山陽小野田市、宇部市、美弥市、防府市、周南市

山口県②：山口県①以外の区域

広島県①：広島市、廿日市市、大竹市、呉市、東広島市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市

広島県②：広島県①以外の区域

島根県①：浜田市、益田市、津和野町、吉賀町

島根県②：島根県①以外の区域

【検査について】

・検査対象面積が 2,000 m²を超え、検査員と補助員の複数名となる場合は、複数名分の割増料金を加算します。

→検査員の追加 1 名毎に+¥50,000、補助員の追加 1 名毎に¥30,000（追加 1 名毎に上記出張費が加算されます）